

議案第15号

令和5年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（第1号）要求に係る
教育長の臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和5年3月29日提出

東久留米市教育委員会

教育長 片柳 博文

（提案理由）

令和5年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（第1号）要求について
教育長が臨時代理として決定したことを報告し、承認を求める必要がある。

令和5年度一般会計（教育費）補正予算（第1号）要求資料

総括表

【歳入予算】		単位:千円
都支出金		2,286
計		2,286

【歳出予算】		単位:千円
教育総務費		1,960
計		1,960

《歳入・歳出予算のいずれにも関わるもの》

1 校内別室指導支援員配置事業（指導室）	
◎歳入	
15 都支出金 01 教育総務費補助金 07 校内別室指導支援員配置事業補助金	2,286 千円
	合計 2,286 千円
◎歳出	
10 教育費 01 教育総務費 03 指導費	
01 報酬（会計年度任用職員・アシスタント職）	1,628 千円
03 職員手当等（会計年度任用職員・アシスタント職）	322 千円
03 職員手当等（費用弁償旅費）	10 千円
	合計 1,960 千円
(理由)	
東京都から令和5年2月13日付通知にて本件に係る募集の通知があり、本市においても実施したく、歳入及び歳出予算を計上する。	

令和5年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（第1号）
要求に係る教育長の専決処分について（報告）

令和5年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（第1号）要求に係り、第1回教育委員会臨時会への付議が財政課とのヒアリング日程により間に合わなかったため、教育長の専決処分を行う。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地行法」と略す）第29条で「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されている。

地行法第29条に係る事項は、東久留米市教育委員会事務委任規則第2条により教育長に権限が委任されていない事項であるが、同規則第3条で「事務処理について緊急その他やむを得ない事情があるときは、教育長がその事務を臨時に代理することができる」とあり、同規則第4条第2項において「教育長は前条の規定により事務を臨時に代理したときは、その旨を次の教育委員会に報告し、その承認を求めなければならない」と規定されている。

については、第2回教育委員会臨時会において、本件に係る教育長の専決処分についての臨時代理について承認を求める議案を付議する。

議案第16号

東久留米市立学校医等の解嘱及び委嘱について

上記の議案を提出する。

令和5年3月29日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

記

<解嘱> 解嘱年月日 令和5年3月31日

学校名	区分	氏名	医院等名称
第三小学校	学校医（眼科）	大野 誠二	大野眼科
小山小学校	学校医（眼科）	酒井 義生	酒井眼科
中央中学校	学校医（眼科）	大野 誠二	大野眼科
第五小学校	学校薬剤師	野原 加奈子	フィールド薬局 東久留米店

<委嘱> 委嘱年月日 令和5年4月1日

学校名	区分	氏名	医院等名称
第三小学校	学校医（眼科）	酒井 義生	酒井眼科
小山小学校	学校医（眼科）	大野 誠二	大野眼科
中央中学校	学校医（眼科）	坪井 隆政	東久留米つばい眼科
第五小学校	学校薬剤師	山形 万紀子	衣香堂薬局

（提案理由）

各学校医等の交代に伴い、それぞれ解嘱及び委嘱する必要がある。

東久留米市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成27年3月30日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、東久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 前号に規定する場合を除くほか、教育委員会が認める場合

東久留米市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

平成27年3月27日教育委員会規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、東久留米市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の勤務時間、休日、休暇等について定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第2条 教育長の勤務時間、休日、休暇等は、東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和34年条例第1号)の適用を受ける一般職の職員の例による。